

はだの環境マネジメントシステム  
危険物管理・漏出時対応ガイドライン

初版制定　：　令和2年4月1日

秦野市

## 1 目的

本ガイドラインは、秦野市（以下、「本市」という）の各施設にて保管、使用している危険物（消防法第2条第7項に規定する物品）の管理手順を定める。また、本市の各施設が保有する危険物（特に油類等）の漏出を想定し、環境影響を最小限に食い止めるための予防策、及び発生時の対応策を定めたものである。

## 2 危険物の管理に関する考え方

消防法及び秦野市火災予防条例を順守し、危険物を適切に貯蔵、取扱いすることによって大規模火災や事故を防止しなければならない。指定数量（危険物についてその危険性を勘案して定められた数量）合計（倍数）が1を超える危険物を貯蔵又は取り扱う場合に消防法が適用される。また、指定数量合計（倍数）1未満の危険物を貯蔵又は取り扱う場合には、秦野市火災予防条例が適用される。

類別	性質	指定数量
1 類	一種酸化性固体	50kg
	二種酸化性固体	300kg
	三種酸化性固体	1000kg
2 類	硫化燐・赤燐・硫黄	100kg
	鉄粉	500kg
	一種可燃性固体	100kg
	二種可燃性固体	500kg
	引火性固体	1000kg
3 類	カリウム	10kg
	ナトリウム	10kg
	アルキルアルミニウム	10kg
	アルキルリチウム	10kg
	黄燐	20kg
	一種自然発火/禁水物	10kg
	二種自然発火/禁水物	50kg
	三種自然発火/禁水物	300kg
	4 類	特殊引火物
第一石油類（非水溶性液体）		200 ㍓
第一石油類（水溶性液体）		400 ㍓
アルコール類		400 ㍓
第二石油類（非水溶性液体）		1000 ㍓
第二石油類（水溶性液体）		2000 ㍓
第三石油類（非水溶性液体）		2000 ㍓
第三石油類（水溶性液体）		4000 ㍓
第四石油類		6000 ㍓
動植物油類		10000 ㍓
5 類		一種自己反応性物質
	二種自己反応性物質	100kg
6 類		300kg

### 3 危険物（特に油類等）の流出に関する考え方

本市は、各種施設にて危険物（特に油類等）を保管し、使用している。それら油類等が環境中に流出した場合、その流動性の高さから、公共水域への流出、地下浸透、生態系への影響などの環境影響が考えられるため、流出防止策及び事故発生時の拡大防止策を講じなければならない。

本市は、環境への影響度から次のような緊急区分を設定し、それぞれの段階での拡大防止策を設定する。

- |                        |
|------------------------|
| 【第一段階】施設にて少量の漏れを起こした場合 |
| 【第二段階】施設敷地内に大量に漏出した場合  |
| 【第三段階】公共水域、地下浸透まで至った場合 |

### 4 危険物（特に油類等）の本市での保管状況

本市は、次の登録リストにあげられた施設にて油類などの保管・使用をしている。

- |   |
|---|
| 1) 施設別危険物（特に油類等）保管一覧表<br>各施設責任者が、その施設内にて保管、使用されている危険物をリストアップして一覧表を作成し、環境管理推進事務局に報告する。 |
| 2) 市所有施設 少量危険物届出状況<br>環境管理推進事務局が、消防本部予防課防火安全担当より情報を得て作成する。                            |

## 5 許可・届出

指定数量合計（倍数）1以上の危険物を保管する施設の管理者は、その貯蔵・取扱いに関して、市長に許可を申請しなければならない。

また、指定数量合計（倍数）5分の1以上、1未満の危険物を保管する施設の管理者は、その貯蔵・取扱いに関して消防長に届出をしなければならない。

## 6 危険物の貯蔵・取扱い

危険物を保管する施設の管理者は、次の手順で危険物の貯蔵、取扱いをしなければならない。

手順	内容
貯蔵・取扱	危険物を保管する施設の管理者は、技術基準を満たした貯蔵所、取扱所を設置し、それら以外の場所で貯蔵、取扱いをしてはならない（ただし、消防長の承認を得られた場合には、10日を限度として仮貯蔵所、仮取扱所での貯蔵、取扱いをすることができる）。
数量管理	危険物を保管する施設の管理者は、貯蔵、取扱いする危険物の数量が許可を受けた（少量危険物の場合には消防長に届出した）数量を超えないように、台帳などで入出管理しなければならない。 品目や数量の変更が必要な場合には、10日前までに市長又は消防長に届出を行わなければならない。
施設変更	貯蔵所又は取扱所等、危険物施設の変更を行う場合には、変更許可申請を市長に申請し、着工前に変更許可を得なければならない。また、完成検査を受け、完成検査済証の交付を受けなければ使用してはならない。
危険物取扱者	危険物の貯蔵及び取扱は、危険物取扱者資格（その施設で取り扱う危険物に応じた資格）を有する者が取扱わなければならない。
SDS利用	危険物を保管する施設の管理者は、特殊な品目を取り扱うなど、必要と判断した場合、SDS（安全データシート）を取り寄せ、取扱い時や漏出時の対応に備えなければならない。

### 7 設備による流出予防

危険物、特に油類等を保管する施設の責任者（以下、「保管施設責任者」という）は、油類の意図しない流出を予防するために、環境影響の大きさを考慮して、可能な範囲で次のような設備的な予防策を講じる。

予防策	内容
防油堤の設置 ※危険物は法規制義務事項	油類等タンクが地上にある場合、油類等が浸透しない素材や構造にて、そのタンク容量を上回る防油堤を周囲に設置し、意図しない大量漏出を防止する。
地下保管の切替え	地下タンク、地下配管をできるだけ避け、地上にタンクや配管を設置することで、点検の容易性を確保する。
流出経路の適正化	万が一の漏出時に、雨水側溝を通じた公共水域への流出や裸地からの地下浸透をしないように、傾斜確保や貯留側溝などの設置を行う。
オイルパンの設置	油類等の少量漏出が考えられる箇所（使用箇所、など）に、油類等が浸透しない素材にて、少量漏出の受け皿となるオイルパンなどを設置する。
転倒防止	ドラム缶や一斗缶などで油類等を保管する場合、これらの転倒防止のためにチェーンでの固定、置き場所の工夫をする。特に、作業動線上には置かないこと。
拡大防止備品準備	万が一の漏出時対応のために必要な土のう、おがくずなどを利用可能な箇所に準備する。
漏出対応手順の掲示	万が一の漏出時対応が円滑にできるように、漏出対応手順を現場に掲示し、対応備品置き場、使用方法などがすぐに分かるようにしておく。

## 8 点検・確認による流出予防

危険物、特に油類等を保管する施設の責任者（以下、「保管施設責任者」という）は、油類の意図しない流出を予防するために、環境影響の大きさを考慮して、可能な範囲で次のような点検・確認を行う。

予防策	内容
法定点検 ※危険物については 消防法義務事項	貯蔵施設等（地下タンクを含む）の維持管理を目的として、消防法（14条の3の2／告示71号）に定められた法定点検を行わなければならない。
自主点検 （定期／日常）	油類等の漏出がないかを次の観点から定期的に点検し、各施設で設定した記録様式に記録する。 ①床面の変色有無、防油堤内の油浮き有無 ②タンクなどの亀裂や損傷の有無 ③配管、接続バルブからの液垂れ有無 ④使用量が分かる場合には、使用量と残容量を比較し、大きな誤差の有無 ⑤土のう、おがくずなどの漏えい時に利用する備品が適切に保管され、利用できる状況（固まっていない等）であるか確認
補給時の容量確認	油類等の補給時に補給量を誤って溢出しないように、補給前に残容量を確認する。
取扱い時の確認	油類等の取扱いや運搬時に、液こぼれを防止するために、転倒防止策、運搬時のふた閉め確認をする。

## 9 対応テスト

危険物、特に油類等を保管する施設の責任者は、万が一、これらが漏出・流出した場合を想定し、職員教育を目的とした対応テストを定期的を実施する（原則1年に1回以上）。

その際に、対応手順の不備、対応備品の不具合の有無確認も併せて行う。  
また、対応テストの記録は、該当課が必ず作成及び記録するものとする。

## 10 油類漏出への対応

危険物、特に油類等の漏出を発見した者は、次の手順に従って、対応を行う。

対応策	内容
漏出発見と連絡	油類等の漏出を発見した者は、防火管理者、危険物取扱者等に連絡し、対応の指示を仰ぐ。 また、周囲の者に知らせ、対応の協力を仰ぐ。
処置の指示と消防本部への連絡	連絡を受けた防火管理者、危険物取扱者等は、直ちに漏出状況を把握し、拡大防止、発生源処置、回収を指示する。  また、次の場合には、直ちに消防本部（電話番号 81-0119）に連絡する。 1) 危険物許可施設、少量危険物届出施設については全ての漏出事故を報告（事業所外への流出の可能性がないものも含む） 2) それ以外の施設については事業所外に少しでも流出する可能性（公共水域、雨水排水への流出、土壌への浸透等）がある事故を報告
上位者への第一報	施設の管理者（不在の場合には防火管理者、危険物取扱者）は、部等の長に発生した事故状況について、第一報を入れる。
拡大防止	防火管理者、危険物取扱者の指示を受けた者は、土のう、おがくすなどを用いて油類等をせき止め、それ以上の拡大を防止する。
発生源の応急処置	防火管理者、危険物取扱者の指示を受けた者は、拡大防止策を講じるとともに、発生源の応急処置を行う。発生源処置には、バルブ閉め、破損部分の応急補修、オイルパンの応急設置等を含む。
回収	防火管理者、危険物取扱者の指示を受けた者は、漏出した油類等の回収を指示する。 回収に用いられた対応備品は廃棄物として適切に処理する。
事業所外への流出状況調査	防火管理者、危険物取扱者は、事業所外への流出の有無及びその状況を調査させ、流出が認められた場合には、環境保全課に連絡し、対応指示を仰ぐ。
知事への届出	地下水浸透、公共用水域への流出の恐れがある場合、防火管理者、危険物取扱者は、流出状況、及び応急処置状況を神奈川県知事に届出する（水質汚濁防止法による）。

なお、上下水道局における次亜塩素酸ナトリウムの漏出時の対応については、「次亜塩素酸ナトリウム緊急事態対応手順」に従って、対応を行う。

## 11 不適合報告及び手順の見直し

施設の管理者は、不適合報告及び手順の見直しを行う。

## 危険物管理・漏出時対応ガイドライン

---

### 制定改訂履歴

版	改訂日付	改訂条項	改訂内容	作成 (起案)	審査	承認 (決裁)
00	R2.4.1		初版発行	太田浩一	高橋邦彦	藤間雅浩